

いわき都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
〔いわき都市計画区域マスタープラン〕

令和元年 9 月  
福 島 県

# 目 次

1. 基本的事項 .....	1
1) 対象区域 .....	1
2) 目標年次 .....	1
2. 都市計画の目標 .....	2
1) 都市の現状と課題 .....	2
①広域的視点から見た現状と課題 .....	2
②土地利用に関する現状と課題 .....	3
③都市施設に関する現状と課題 .....	3
④市街地開発事業に関する現状と課題 .....	4
⑤自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題 .....	5
⑥復興に関する現状と課題 .....	5
2) 都市づくりの理念 .....	7
2) - I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理 .....	7
2) - II 本都市計画区域の都市づくりの理念 .....	10
①緑豊かな自然環境や田園地域等の保全 .....	10
②安全で安心できるまちづくりの推進 .....	10
③生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり .....	11
④コミュニティの調和に配慮したまちづくりの推進 .....	11
⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成 .....	12
⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進 .....	12
⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備 .....	13
⑧復興をリードするまちづくりの推進 .....	13
⑨拠点とネットワークにより支える持続可能でコンパクトなまちづくりの推進 .....	14
3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ .....	15
①自然的環境の役割 .....	15
②交流・連携の役割 .....	15
③産業・経済上の役割 .....	15
4) 保全すべき環境や風土の特性 .....	17
①恵まれた自然資源 .....	17
②個性的な観光・レクリエーション資源 .....	17
③豊かな歴史文化遺産 .....	17
3. 区域区分決定の有無 .....	18
1) 区域区分の有無とその理由 .....	18

①区域区分の有無.....	18
②判断理由 .....	18
2) 区域区分の方針 .....	19
①市街化区域及び市街化調整区域における人口及び産業フレーム.....	19
②市街化の方針 .....	19
3) 市街化区域の規模.....	19
4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針.....	20
1) 主要用途の配置方針 .....	20
①商業地（商業系） .....	20
②工業地（工業系） .....	20
③住宅地（住居系） .....	20
2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針.....	21
①商業地（商業系） .....	21
②住宅地（住居系） .....	21
3) 市街地における住宅建設の方針.....	21
4) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針 .....	22
①土地の高度利用に関する方針.....	22
②港湾に関わる土地利用の方針.....	22
③用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 .....	22
④居住環境の改善又は維持に関する方針 .....	23
⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針.....	23
5) 市街化調整区域の土地利用の方針 .....	23
①優良な農地との健全な調和に関する方針 .....	23
②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 .....	24
③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針.....	24
④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 .....	24
5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針.....	25
1) 交通施設 .....	25
①基本方針 .....	25
②主要な施設の配置の方針.....	26
③主要な施設の整備目標.....	28
2) 下水道及び河川 .....	29
①基本方針 .....	29
②主要な施設の配置方針.....	30
③主要な施設の整備目標.....	31
3) その他都市施設 .....	32

①基本方針 .....	32
②主要な施設の配置の方針 .....	32
6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針 .....	34
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	34
2) 市街地整備の目標 .....	34
7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針 .....	35
1) 基本方針 .....	35
2) 主要な公園緑地の配置方針 .....	36
①環境保全システムの配置方針 .....	36
②レクリエーションシステムの配置方針 .....	36
③防災システムの配置方針 .....	37
④景観構成システムの配置方針 .....	37
3) 実現のための具体の都市計画制度方針 .....	38
4) 主要な公園緑地の確保目標 .....	39

## 1. 基本的事項

### 1) 対象区域

本都市計画区域は、いわき市の行政区域の一部により構成される37,617haである。

区分	市町村	範囲	規模
いわき都市計画区域	いわき市	行政区域の一部	37,617ha
合計	1市		37,617ha

### 2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成27年度を基準とし、概ね20年後の令和17年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の令和7年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

## 2. 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### ①広域的視点から見た現状と課題

本都市計画区域は、東北地方と首都圏との接点に位置し、県内で最も広い面積を有する広域都市いわき市1市より構成されている。東部は太平洋に面し、西部には阿武隈高地が広がり、海と山の双方の恵みを楽しむ地域である。また、気候的には、温暖で寒暖の差が小さく年間日照時間が長いことが特徴である。

古来より「いわき七浜」と呼ばれる南北67kmにおよぶ海岸線、中でも磐城海岸県立自然公園に指定されている白砂青松の新舞子浜や、豊かな森の中に多くの滝や淵が変化に富んだ景観をつくる夏井川溪谷などの多彩な自然資源と、国宝「白水阿弥陀堂」に代表される歴史文化を有している。

本都市計画区域を構成するいわき市は、江戸時代には「陸前浜街道」「御斎所街道」「岩城街道」などが集まる交通の要衝であり、太平洋に面する小名浜、四倉、江之網、田之網、久之浜の5ヵ浜は、江戸にむけた幕府城米等の海上輸送のための物流拠点として栄えた。明治から昭和の時代にかけては、石炭産業の隆盛により現在の発展の基礎が築かれ、その後、新産業都市の指定を受け、産業基盤の整備が進められてきた。近年においては、首都圏及び仙台方面への常磐自動車道、中通り・会津方面への磐越自動車道といった広域交通体系が整備されている。今後は、県内外からの観光客の誘致等、これらの広域交通体系を生かした広域交流の強化が求められている。

また、重要港湾小名浜港を中心に工業地区が形成され、東北地方において、市町村別製造品出荷額では仙台市に次ぐ規模を誇り、南東北の工業拠点としての役割を担っている。今後とも、小名浜地区の物流機能を強化し、地域の工業振興を図るため、当該地区へのアクセス性向上等の整備が求められている。

また、東日本大震災の被災都市としての教訓を活かし、広域的な視点に立った防災拠点と非常時の連携体制を確立していくことも重要である。

## ②土地利用に関する現状と課題

本都市計画区域を構成するいわき市は、新産業都市の指定を契機として昭和41年に5市4町5村が合併して誕生した歴史を持ち、市内の各地に市街地が分散立地するという多核型都市構造となっている。このような特有の都市構造を基本に、商業・業務拠点の「平」、工業・観光拠点の「小名浜」、海・山等を生かした産業拠点の「勿来」、温泉を中心とした観光拠点の「常磐湯本」など、それぞれの核が有する「いわきらしさ」（海と山に囲まれた恵まれた風土特性等）を生かして都市機能の充実を図ることが課題である。特に、本都市計画区域内には「アクアマリンふくしま」、「いわき・ら・ら・ミュウ」等の海洋文化施設、湯本を中心とする温泉施設、夏井川等の美しい渓谷といった観光レクリエーション拠点が数多く存在しており、これらの有効活用を図るため、周辺環境整備とともに各拠点へのアクセス強化が求められている。

いわき市では人口が減少傾向となっていたが、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害（以下、「原子力災害」という。）により、避難者の流入が約24,000人（いわき市災害対策本部週報）に及び、人口動態が大きく変化している。今後の宅地需要の見通しとして、一時的な避難者あるいは避難定住者の宅地需要が発生している一方で、遊休地や未利用地の利活用等が課題となっている。また、高齢化率は県平均レベルで推移しているが、中山間や田園集落、郊外の住宅団地等では市街地内に比べて高齢化率が高くなっている。少子高齢化に伴い、地域コミュニティの維持や活力の低下が懸念され、誰もが日常生活の行動範囲内で安全・快適・便利に暮らせる都市の形成が必要となっている。さらに、空き店舗や空き地等の増加、中心市街地の空洞化も課題となっている。このため、市街地の無秩序な拡大の抑制と市内の主要核等に生活を支える都市機能の集積を誘導し、また各拠点及び集落地区を公共交通等でネットワークしたコンパクトなまちづくりが必要となっている。

加えて、市街化調整区域内には、既存集落が存在していることから、これら既存集落の静穏な住宅環境及び農地の保全に努めるとともに、周辺における無秩序な開発を防止し、都市と田園地域等との適正な調和を図ることが求められている。

広域幹線道路沿道において、既に沿道サービス施設が立地している地区に対しては、周辺の土地利用状況を勘案しながら、適切な誘導策を検討する必要がある。

いわき市内では急傾斜地崩壊危険区域の箇所数が福島県内の約25%を占め、また、大利を始めとする地すべり防止区域など、市街地あるいはその周辺には数多くの危険区域が指定されている。これらの区域については、住民の生命と財産を守るための防災対策を推進することが課題である。

## ③都市施設に関する現状と課題

鉄道は、JR常磐線、JR磐越東線が通っており、通勤・通学を始めとする市民生活及び経済活動を支える公共交通機関として重要な役割を担っている。今後もその機能

維持を図るとともに、駅は他の交通機関との重要な交通結節点であることから、駅前広場（交通広場）の整備など利便性の向上を図る必要がある。また、仙台方面や首都圏に連絡するＪＲ常磐線については、東日本大震災に伴い富岡駅・浪江駅間が不通（平成２９年１２月現在）となっており、早期の全区間開通が望まれている。

高速道路等としては、常磐自動車道が全線開通されるとともに、いわき中央ＩＣ～広野ＩＣにおいて４車線化が進められ、小名浜道路の新設、磐越自動車道により、首都圏並びに日本海方面、さらには仙台方面との連携が強化され、広域ネットワークの拠点としての役割が期待されている。あわせて、高速道路とのアクセス性の更なる向上、防災対策の一層の強化に資する幹線道路の整備・充実が求められている。その一方で、平、小名浜、勿来等の核を連絡する主要道路において通勤時間帯などに渋滞が発生しており、多核型都市構造に対応した道路機能が十分に確保されていない状況にある。そのため、核を相互連絡する道路ネットワークの強化が課題である。なお、超高齢社会を見据え、誰もが安全・快適・便利に日常生活を営めるような交通環境・生活環境の実現が求められていることから、主要駅や主要施設を相互に連絡する路線バスの充実等、公共交通機関の利便性向上を図ることが課題である。

また、病院や公共施設等の周辺は、歩行者の利便性・安全性を向上させるための周辺の歩道整備や、遠方からの来訪者に配慮した公共交通機関の利便性の向上が課題である。

河川は、夏井川、鮫川等の美しい景観を有する河川があり、住民の暮らしや生産活動を支える水を提供している。今後とも、これら河川の自然景観・水質を保全するとともに、身近な親水空間・憩いの空間として、地域住民の参加、協力のもとに整備を行う必要がある。さらに、夏井川など、一度氾濫を起こすと甚大な被害を及ぼす危険性の高い河川については、安心して暮らせる地域づくりを実現させるためにも、治水安全度を高めることが課題である。

都市施設の整備にあたっては、良好な都市景観の形成や防災性・安全性の向上に配慮しつつ、安全で快適な歩行空間の形成や高齢者・障がい者等の移動の円滑化等への対応に加えて、誰でも使いやすいユニバーサルデザインに配慮した施設づくりが必要である。

#### ④市街地開発事業に関する現状と課題

いわき市においては、平戦災復興土地区画整理事業に始まり数多くの土地区画整理事業により市街地の整備がなされてきており、現在においても、勿来錦第一土地区画整理事業等が進められている他、東日本大震災以降は、復興事業として、震災復興土地区画整理事業が６地区、津波復興拠点整備事業が１地区、防災集団移転促進事業が４地区でそれぞれ進められてきた。

本都市計画区域の代表拠点であり、買い物などの消費活動が集中している平地区に

においては、近年、中心市街地の空洞化の進行が課題となっている。平一町目地区及びいわき駅前地区における市街地再開発事業等により居住機能、商業機能、交流機能等の集積を進めてきたところであり、今後、これらの事業の効果を波及・連携させ、都市的魅力の向上と中心市街地の活性化を進めることが求められる。

また、小名浜地区においても、市街地の空洞化は顕著となっている。小名浜では、沿岸部（アクアマリンパーク）に海洋資源を生かした観光施設を多く有し、県内でも有数の集客力を誇る観光地となっている。さらに、鉄道貨物ターミナルの移転や都市計画道路平磐城線等の基盤整備を基軸とした震災復興土地区画整理事業や、津波避難の安全性を確保するための津波復興拠点整備事業、まちなか回遊性向上事業が進められ、観光地としての更なる魅力向上・防災機能強化が図られている。今後は、「港」と「市街地」が一体となった魅力づくり、にぎわいづくりが求められる。

さらに、平、小名浜、勿来等の市街地においては、商業、工業、観光、行政等の各種都市機能の複合集積や、効率的な都市施設の整備が望まれており、市街化区域内に残存する遊休地や未利用地の利活用等が課題である。

#### ⑤自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題

本都市計画区域には、東部にそのほとんどが自然公園地域に指定されている約 67km の美しい海岸線、西部には阿武隈高地、水石山、湯ノ岳等の山々、これら海、山を結ぶ河川には背戸岬廊等の溪谷がつくり出す景勝地、市街地内の主要核の間には緑あふれる丘陵・田園が分布している。また、丘陵部には福島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域が2箇所指定されており、良好な自然資源が分布している。これらの自然資源は、環境保全の観点から開発を抑制し積極的に保全する一方で、市街地周辺の田園地域では、農地等の保全に努めるとともに、身近にこれらの自然にふれあえる環境づくりを進めることが課題である。

公園については、市街地内の憩いの場である都市公園の更なる機能向上、利用促進を図るため、計画的な配置、緑のネットワークの形成が求められる。

なお、いわき市には、白水阿弥陀堂、勿来の関等の貴重な歴史資源が存在しており、これらの保全、利活用が求められる。

また、白砂青松の新舞子浜、荒磯の塩屋崎等の特徴ある海岸、豊かな自然を眺望できる三崎公園、溪谷美を誇る夏井川・鮫川、市街地内に分布する丘陵地等を始め多彩な景観資源を有しており、これらの景観の保全・向上に向けて、建物等の高さに配慮するなどの取組みにより地域資源を後世に末永く継承することが必要である。

#### ⑥復興に関する現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う原子力災害により、浜通り沿岸部の都市においては、産業・交通・生活基盤が壊滅的な被害を受け、さらに福島

第一原子力発電所周辺の市町村は避難指示区域が設定されたことにより、住み慣れた都市から他所への避難を余儀なくされてきた。いわき市においては、比較的原子力災害の影響が少ないことから、自市の津波被災者はもとより、原子力発電所周辺の避難者の受け入れも行ってきている。

このような背景を踏まえ、いわき市においては、津波被災者や避難者の生活の場として安全な高台等への集団移転4箇所、震災復興土地地区画整理事業6地区、津波復興拠点整備事業1地区、市街化調整区域の地区計画制度を活用した民間の住宅団地整備8地区、地震・津波等の被災者のための災害公営住宅16団地、原子力災害による避難者のための復興公営住宅17団地の整備が進められ、宅地の引渡しや入居が始まっている。あわせて、被災した道路の復旧、農地の復旧事業や工業団地、再生可能エネルギー基地の整備などによる産業振興、津波に浸水した沿岸部での防潮堤や防災緑地等の復旧・整備・保全などによる防災・減災施設の整備、小名浜道路の整備等による骨格的な交通基盤の強化、復興の核となる小名浜港港湾機能の復旧・強化や周辺整備、福島イノベーション・コースト構想の一翼を担う常磐共同火力勿来発電所の整備・拡充などの取り組みが行われている。

このようなハード面・ソフト面での復興事業の進展にあわせて、今後想定される災害から人命や財産を守る都市づくりや避難されている被災者の個々の事情に応じた生活再建とコミュニティの維持・再生・調和、地域での生活を支える産業の再生・再興が求められている。

## 2) 都市づくりの理念

### 2) -I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理

本県では、人口減少や少子高齢化の進行など都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定した。今後、このビジョンを、都市計画区域マスタープランの見直しや都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民など、都市づくりに関わる多くの関係者とともに、持続的な取り組みを進めることをめざす。

この「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を基本として、浜通り地域においては、東日本大震災及び原子力災害からの復興に向けたまちづくり、災害に強い・災害に負けないまちづくり、コミュニティの再生・強化と地域間交流による持続性のあるまちづくり、浜通り地域の新たな施策展開などを考慮し、新たな基本方針を追加した「浜通り地域の都市づくりの基本方針」を設定している。

「浜通り地域の都市づくりの基本方針」は浜通り地域の都市づくりの前提となるものであり、浜通り地域の都市政策における基本理念・基本方針を以下に示す。

#### □基本理念

##### (背景)

- 都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財政上の制約など大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が一定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。
- これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成されてきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化しており、特に地方都市において深刻となっている。
- 本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推進していくことが求められている。
- 今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもって、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

##### (基本認識)

- 都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村など都市周辺の田園地域等は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・文化の継承など多面的な機能を有している。
- 本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地域等有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。

- 本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の中で、多様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきかけがえのない財産という認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。
- 田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における情報、産業、教育、アミューズメントなど、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触れ合えるような関係を構築していくことが重要である。
- 都市および田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を活発化し、それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や田園地域等の幅広いネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りながら、にぎわいと魅力のある持続可能な共生社会を目指していく。

#### (基本理念)

- 以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基本理念とし、県民や事業者、市町村等様々な主体と一体となって、本理念の具体化および継承に取り組む。

#### □基本方針

本県がめざす都市づくりは、次の4つの基本方針の下に推進していく。

##### **都市と田園地域等が共生する都市づくり**

- 広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成している現状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力を一層高めていくため、都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推進する。

##### **地域特性に応じたコンパクトな都市づくり**

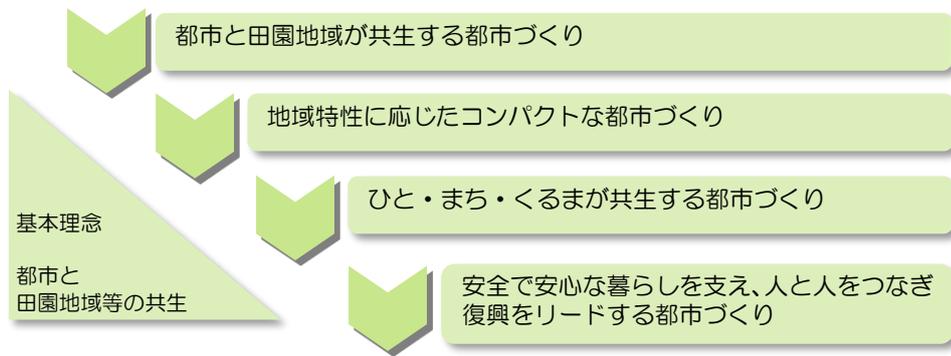
- 人口の減少等都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性のみが重視された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集約型の都市を実現するため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づくりを推進する。

##### **ひと・まち・くるまが共生する都市づくり**

- 今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した生活環境の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場となる「まち」を一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都市づくりを推進する。

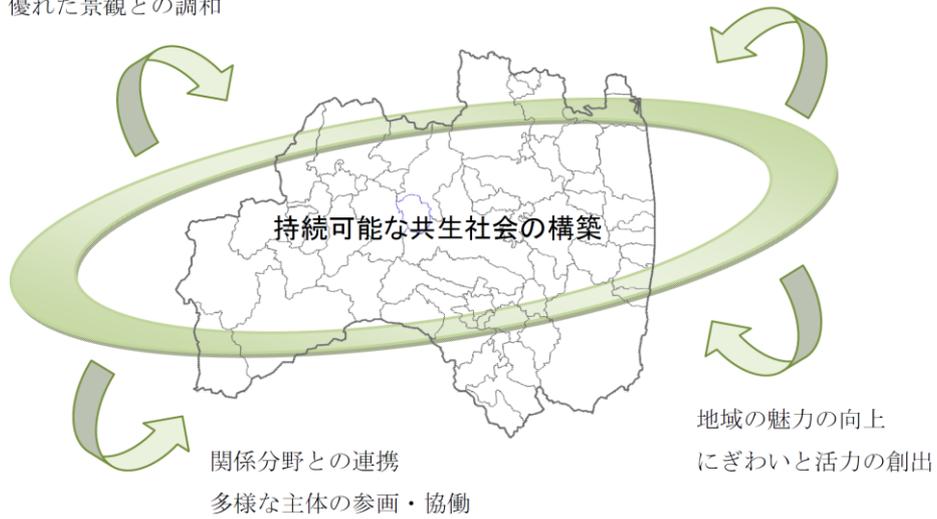
##### **安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興をリードする都市づくり**

- 東日本大震災や原子力災害の甚大な被害を繰り返さず、いかなる災害にも負けない地域づくりを進めるとともに、弱体化した地域コミュニティの再生・強化や地域間交流を促し、人と人がつながりを持ちながら安全で安心な生活が続けられる都市づくりを推進する。
- 生活の基盤となる地域の産業を再生するとともに、国内外の英知を結集した新たな産業の創出を促し、地域の住民が夢と誇りを持ち、健康的に暮らし続けられる都市づくりを推進する。



自然的環境の保全  
優れた景観との調和

地域間ネットワーク  
地域コミュニティの形成



## 2) -II 本都市計画区域の都市づくりの理念

本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の都市づくりの理念を次のように定める。

### いわき都市計画区域の都市づくりの基本理念

## 「海・山・川と共生し、安心・ゆとり・潤いのある 個性豊かな交流都市づくり」

- すべての人々が将来にわたり、緑とふれあい、人とふれあう、安全、快適、便利な環境共生型市街地づくり
- 「楽しく遊び・楽しく学べる海・山・溪谷」、「湯けむり漂う憩いの温泉」等、豊かな地域資源を生かした交流空間づくり
- 広域都市に存在する「平」「小名浜」「勿来」各拠点の特性を生かした魅力ある拠点づくり
- いわき特有の地形がもたらす、水害・土砂災害等から住民の生命・財産を守り、安心できる都市づくり
- 県内外、海外との産業・経済・文化交流と連携による活気あふれる都市づくり
- 前例のない複合災害からの再生モデル都市として、人も場所も世界から愛される復興まちづくり

### ①緑豊かな自然環境や田園地域等の保全

本都市計画区域は、阿武隈高地、湯ノ岳等の森林等からなる山地、及び大部分が自然公園地域に指定されている67kmに及ぶ美しい海岸線、自然環境保全地域に指定されている高倉山や好間川溪谷等、豊かな自然資源が分布し、これらに取り囲まれたエリアに、市街地が分散立地している。この都市的土地利用を図るエリアにおける、自然に囲まれた良好な都市景観を維持するため、今後もこれらの豊かな自然資源の保全を図る。また、市街地内に残る丘陵地の緑地等についても、都市内の貴重な緑空間として保全を図ることとする。

市街地周辺に広がる農地等とそれに囲まれる集落部分については、主に農業生産の場として位置づけ、保全を図ることとする。

これらの本都市計画区域を特徴づけている自然及び農地の保全を図るため、市街地の無秩序な拡散を抑制し、都市機能が集積した拠点間及び田園地域等が連携した集約型都市構造への転換を図るものとする。

### ②安全で安心できるまちづくりの推進

住民の生命と財産を守り、安心して住み続けることのできる都市を形成するため、治

水・治山事業、急傾斜地崩壊対策事業等の防災対策を促進し、災害の予防に努める。

沿岸部においては、東日本大震災を教訓に、今後の津波災害に備えるための防潮堤や海岸防災林、防災緑地の整備・復旧と保全に努め、災害の予防及び減災に努める。

災害発生時には、21世紀の森公園において広域防災拠点としての機能を適切に発揮するとともに、緊急車両や物資の輸送を確保するためのネットワークの確保に努める。また、市街地においては、避難場所となる公園や広場、避難路となる幹線道路や緑道の整備を推進する。都市機能及び人口が集積する地区においては、防火地域及び準防火地域の指定により建物の不燃化を促進し、震災時等の火災の延焼による被害の拡大を抑制する。

安全で安心できるまちづくりの推進には、住民の自主防災意識の醸成が必要であることから、ハザードマップの整備やICT（情報通信技術）を活用した情報提供等により、危険地域についての情報の周知徹底を図るとともに、住民と行政の連携の強化を図るものとする。なお、災害に迅速に対応するためには地域社会が一体となって自主防災にあたることも必要であることから、防災教育や防災訓練等を通じて地域の防災意識を高めるとともに、地域住民や企業の協力を促す施策を推進する。

あわせて、身近な安全、防犯や医療・福祉環境などによる安心を高めるためのまちづくりを推進する。

### ③生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり

都市成長が鈍化する中で、隣接する都市間で共用できる機能を分担しあうなど、隣接市町村との交流・連携のまちづくりが求められており、本都市計画区域においても、広域都市としての資質を十分に発揮しつつ、南東北の中核都市としての役割を積極的に担い、県中、県南、相双地方及び北関東との連携を一層強化し、地域共存の活力に満ちたまちづくりをめざす。

上荒川公園、21世紀の森公園等の機能を生かしつつ、全国規模の大会・イベント誘致なども見据えた、スポーツ文化や集客交流産業の振興にかかわる新たな拠点機能の整備を図り、広域的な交流やにぎわいを生み出すまちづくり、市民の健康増進と快適な生活環境の形成に寄与するまちづくりをめざす。

地域間の連携・交流にあたっては、2つの高速道路と新設される小名浜道路、2つのJR線の結節点となっている立地性、また小名浜港をもつ優位性を生かし、交通の要衝としての役割を果たすよう、交通基盤等の整備に努める。

### ④コミュニティの調和に配慮したまちづくりの推進

本都市計画区域では、人口減少及び少子高齢化が進行しており、特に中心市街地や郊外住宅団地、田園や阿武隈高地の中山間地域の集落等では、人口減少及び高齢化の進行が顕著であることから、コミュニティの存続が危ぶまれる状況にある。そのため、安全

で安心して住み続けられる居住地の形成に向けて、それぞれの居住地の特性を生かしつつ、コミュニティの維持を図る必要がある。また、東日本大震災による地域の分散化や東日本大震災に伴う社会流動により、治安に関する不安の高まりの声が聞かれるなど、既存住民との軋轢が懸念されている。これらの新旧住民や一時避難者間の新たなコミュニティの調和に配慮していく必要がある。

本都市計画区域の市街地は多核型の構造を持つことが特徴であり、また、それぞれの核においてまちづくり団体などの活発なコミュニティ活動が見られる。それぞれの核を中心とした生活環境整備、交流や活動の場の創出などにより、多様な用途や世代が複合する良好なコミュニティの促進に努めていく。

郊外住宅団地では、団塊の世代等のコミュニティ活動への参加を促進することにより、居住環境の維持向上に向け、空き家や空き地の有効活用や緑化活動等のマネジメント活動の促進に努める。

田園地域等は、豊かな緑、美しい海岸、多様な産品といった優れた資源を持つことから、都市との交流をさらに進めることでコミュニティの活性化を図るとともに、都心部では味わえない暮らしを提案し、ライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供していくことも視野に入れていく。市街化調整区域では必要に応じ、地区計画などの仕組みを活用することで、コミュニティの維持・再生につながる都市づくりの展開を推進する。

## ⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

都市的土地利用を図るエリアについては、平の「商業」、小名浜の「港」、勿来の「海・川」、常磐の「温泉」等、それぞれの核が有する特徴・風土を生かしつつ良好な居住環境と生活を支える教育や医療などの機能の充実により、魅力とにぎわいを高めていく拠点づくりを図る。特に、「平」においては、いわき駅周辺の市街地再開発事業の効果を波及させることで、都市的な魅力の向上とにぎわいの創出につなげていく。「小名浜」においては、小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業等により整備された観光・交流拠点である都市センターゾーン内に立地する民間商業施設等の拠点性を生かし、「港」と「市街地」が一体となった魅力とにぎわいのあるまちづくりを推進する。あわせて、小名浜、いわきが誇る海洋資源の魅力・情報の発信に努め、交流拡大につなげていく。

また、常磐自動車道や磐越自動車道、小名浜港を始めとした交通体系の優位性や集積する都市機能を生かした産業創出の促進を図るとともに、アクアマリンふくしまや温泉など、多様な地域資源を活用した観光の振興を図る。

## ⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

地球温暖化の進行を緩和するため、温室効果ガスの発生抑制及び温室効果ガスの吸収源である緑の保全・創出、エネルギーの効率的な利用を図り、環境負荷の少ない低炭

素型のまちづくりの推進に努める。

特に、自動車からの温室効果ガスの発生を抑制するため、圏域拠点や生活拠点等に都市機能の集約を進めることにより、効率的で利便性の高い公共交通体系を構築し、自家用車から公共交通への利用転換を促進する。また、渋滞の緩和に資する幹線道路の整備を推進する。

市街地での公園・緑地の整備推進、民有地の緑化の促進に努めるほか、水石山、夏井川、新舞子浜、身近な丘陵等の自然は、地域を特徴づける重要な要素となっていることから、これらの自然環境を後世に継承すべき財産と位置づけ、適正に保全することを基本とする

### ⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備

都市施設については、交流ネットワーク形成に資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して整備を進める。特に、本都市計画区域特有の多核分散型の都市構造を生かしつつ、中心性の創出と各拠点間の機能の連携、さらに効率的な都市づくりが行われるよう、各種都市施設の整備を進めていく。

なお、施設整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、地域住民の参加・協力のもと、ユニバーサルデザインの理念に基づき、時代に対応した都市施設の整備に努める。あわせて、優れたデザインによる都市施設整備等により、魅力ある都市景観としての質の向上、及び個性化を図る。

さらに、各地区の特徴を踏まえたまちづくりを実現するため、住民に身近な地区レベルで作成する計画等にも配慮しながら整備を進める。

### ⑧復興をリードするまちづくりの推進

今後起こり得る大規模災害などに対して負けない都市づくり、迅速な復旧・復興を可能とする都市づくりに向けて、防潮堤や防災緑地、道路、鉄道といった都市インフラの整備、集団移転による新たな住宅団地の整備と拠点市街地の復興・再整備、規制誘導による適切な土地利用の展開などハード・ソフトの両面からの対策、復興・復旧事業を推進する。あわせて、情報伝達手段の構築や、避難路の整備などによる防災・減災の取り組みを進め、地域防災力の強化を推進する。

上記のような取り組みを進め、市外に避難したいわき市民の帰還を促す環境を整えるとともに、復旧・復興事業に関わる新たな住民や新規移住者への受入れにも対応した中で、地域コミュニティの調和を目指した都市づくりを推進する。

あわせて、いわき市の新たな魅力につながるよう、小名浜港の港湾機能の充実・強化やにぎわい・交流機能の充実、地域の産業再生に資する開発誘導や都市基盤整備、エネルギー関連産業の育成・集積などを展開するとともに、いわき市の持つ人や地域の力、

生業、魅力を磨き上げることで、持続可能で活力に満ちた都市づくりを推進する。また、地域社会全体での“つながり”や“支えあい”の中で誰もが安全に安心して暮らしていただけるまちをめざす。

#### ⑨拠点とネットワークにより支える持続可能でコンパクトなまちづくりの推進

いわき市においては、原子力災害による避難者の受け入れにより、一時的な人口の社会増が発生しているものの、趨勢として、人口減少・超高齢社会を迎えており、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能としていくために、市街地拡散を抑制し、都市の規模や特性に応じたコンパクトな都市づくりを推進する。

そこで、平を中心拠点に、四倉、内郷、常磐、小名浜、勿来を圏域拠点とし、住・商・工などの生活利便機能や高次都市機能の集積・誘導、職住近接の実現など都市機能の集約を図るとともに、周辺地域や田園地域ではコミュニティの維持と調和に配慮した、各種拠点や近隣地域相互との適切な機能分担と地域交通を通じた連携を図り、どこにいても安心して快適に暮らしていけるコンパクトシティ&公共交通ネットワークによる都市構造を構築する。

また、復興に伴い避難者や復興事業従事者などの流入も見込まれることから、復興のため一時的に必要な最小限の市街地の拡大を許容しつつ、長期的な視点からコンパクトな都市づくりを展開していく。

参考 附図 1 都市構造図

### 3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

#### ①自然的環境の役割

##### ア. 森林、流域、海岸など自然資源の保全

本都市計画区域だけの環境問題にとどまらず地球規模レベルでの環境保全にも貢献できるよう、市内に分布する豊富な森林資源や美しい海岸線等の貴重な自然資源の保全を推進する。

##### イ. 豊かな自然資源を活用した広域的な観光ルートの形成

本都市計画区域は、海洋資源や温泉資源等、特有の地域資源を生かした観光レクリエーション拠点を有している。これらの拠点と隣接区域の拠点との連携を強化することにより、広域的な観光ルートを形成し、福島県全体の観光地としてポテンシャルの向上を図る。

##### ウ. 豊かな自然に囲まれた特徴を生かした快適な生活環境づくり

本都市計画区域が有する恵まれた自然条件を最大限生かし、身近なところでこれらの自然にふれあうことができ、快適で健康的な日常生活が営めるような居住環境を創出することにより、本都市計画区域の魅力の向上を図る。

#### ②交流・連携の役割

##### ア. 広域ネットワーク機能の整備を進め国際的な物流拠点を形成

小名浜港は、国際物流拠点として経済のグローバル化に対応するため、港湾機能の強化が進められている。また、小名浜道路の整備を推進することで、広域的な交通体系と小名浜港のネットワークを強化し、物流等の圏域及び交流の拡大や産業の復興、小名浜港および周辺地域のポテンシャルの向上をめざす。

##### イ. 地理的優位性を生かし、高次な都市機能の集積を促進し、求心力のある地方中核都市圏を形成

東北地方と首都圏との接点にあり、また広域交通体系の要衝にあるという位置的特性を生かし、地域間交流を促進する。

また、いわき広域都市圏のみならず、相双広域都市圏をも含む都市機能を担っており、これら都市の拠点機能の整備充実を図ることにより、都市としての魅力や活力を有する地方中核都市圏を形成する。

#### ③産業・経済上の役割

##### ア. 工業集積を生かした新たな産業の創出

バランスのとれた高い工業集積を生かして、付加価値の高い産業の誘導、地域産業の技術の高度化、新たな産業の創出を促進する。

#### イ. 特色ある農林水産業の振興

地域の主要産業である農林水産業については、津波や原子力災害からの復興を図り、豊かで魅力ある水産業の振興、水産加工業の高度化、温暖な気候や長い日照時間等を生かした特色ある農業の振興、豊富な森林の育成と林業・木材産業の確立などを促進する。

#### ウ. 商業機能の活性化を図るためのまちづくりと連携した取組みの強化

空洞化が進む中心市街地を活性化させるため、地域住民と連携した取組みを図り、商業機能の充実、求心性の向上を図る。また、各地区においても、それぞれの特色を踏まえた商業機能の充実を図る。

参考 附図 2 広域都市構造図

#### 4) 保全すべき環境や風土の特性

##### ①恵まれた自然資源

本都市計画区域内には、海・山・溪谷など、恵み豊かな自然があふれ、まぶしい太陽の光が温暖な気候をもたらしている。

このような恵まれた自然条件を最大限に生かし、身近なところでこれらの自然にふれあうことができ、快適で健康的な日常生活を営むことができる居住環境を形成するため、これらの自然環境の保全を図る。

- 太平洋に面する 67km におよぶ新舞子浜を始めとする白砂青松の海岸線
- 阿武隈高地や湯ノ岳を始め、市街地に近い場所における山や丘陵地
- 清流が見られる夏井川、藤原川、鮫川等

##### ②個性的な観光・レクリエーション資源

本都市計画区域は、個性的な観光・レクリエーション資源を豊富に有しており、県内外から多くの観光客を集めている。

これらの本都市計画区域特有の観光レクリエーション資源については、下記の歴史文化遺産と合わせて広域観光ルートの形成を図る等、観光資源としての保全・活用を図る。

- 太平洋に面するという利点を生かした「いわき・ら・ら・ミュウ」、「アクアマリンふくしま」、「小名浜さんかく倉庫」、「道の駅よつくら港」や海水浴場等の海洋レクリエーション施設
- 「いわき市石炭・化石館ほるる」、「スバリゾートハワイアンズ」、「いわき湯本温泉郷」等の地域資源を活用した観光施設
- 「いわき公園」「21世紀の森公園」「三崎公園」「勿来の関公園」等の市民の憩い・レクリエーションの場としての施設

##### ③豊かな歴史文化遺産

本都市計画区域は、古くから交流が活発に行われてきた地域であり、貴重な歴史文化遺産が数多く残されている。このような後世に継承すべき遺産の保全を図るとともに、その歴史的・文化的価値を広く内外にPRしながら、観光資源としての活用を図る。

- 福島県では唯一の国宝指定建造物である白水阿弥陀堂や、史跡、歴史建造物、常磐炭坑などの近代化産業遺産
- 東北地方への玄関口にあたる奥州三関のひとつであり、歌枕として文学的に名高い勿来の関
- 江戸への海上輸送の拠点として古くから栄えた小名浜港等

### 3. 区域区分決定の有無

#### 1) 区域区分の有無とその理由

##### ①区域区分の有無

本都市計画区域では、無秩序な市街化の防止及び恵まれた自然資源の保全を行い、今後も引き続き総合的かつ計画的な市街化を図るため、区域区分を定める。

##### ②判断理由

本都市計画区域は、昭和45年に区域区分が指定されて以来、これに基づき市街地の計画的誘導や自然資源の保全、土地利用の整序、公共施設等の整備が図られてきた。しかし、多核型都市構造であるが故に、都市施設整備が十分に実施されてきたとは言い難く、都市計画道路や公園の整備率は未だ低い状況にある。今後も引き続き整備の効率化が求められる中で、整備の重点化を図る区域を明らかにする必要がある。

本都市計画区域では、既に人口減少の局面に入っているものの、市街化調整区域において農地転用が見られる等、市街地の拡大が見られ、これらを適切に抑制する必要がある。また、中心市街地の空洞化を抑制し、活性化を図るため、商業施設等の計画的誘導を図る必要がある。さらに、高齢化が全国平均以上のレベルで進行しており、日常的な行動が広範囲にわたることなく完結できるようなコンパクトな市街地の形成が求められている。

本都市計画区域内に存在する豊かな自然資源は、環境保全の観点や、身近にふれられる環境づくりという観点からも、今後も積極的に保全する必要がある。また、本都市計画区域内には急傾斜地等の危険区域が見られることから、住民の生命と財産を守るため、災害の危険性の高い地域への市街化の抑制を図る必要がある。

浜通りの拠点として広域的な都市機能の集積など、市街化の需要は考えられることから、適切な土地利用コントロールを行う必要がある。

以上の理由により、いわき都市計画区域においては、区域区分を定めることとする。

## 2) 区域区分の方針

### ①市街化区域及び市街化調整区域における人口及び産業フレーム

#### ア. 概ねの人口

本都市計画区域における将来の人口は、避難者の定住を見込みつつも、将来的に通常のトレンドに擦り寄っていくことを前提に、次のように想定する。

	平成27年(2015)	令和7年(2025)
都市計画区域内人口	約329千人	約313千人
市街化区域内人口	約286千人	約282千人

#### イ. 産業の規模

本都市計画区域における産業の規模は、次のように想定する。

		平成27年(2015)	令和7年(2025)
製造品出荷額(億円)		11,430	10,490
商品販売額(億円)		8,100	8,140
就業者数(人)		160,151	146,060
種別	第1次産業(人)	4,254	3,940
	第2次産業(人)	51,448	46,890
	第3次産業(人)	104,449	95,230

※分類不能含む

### ②市街化の方針

本都市計画区域においては、将来的には人口は減少に転じると見込まれることから、現行の市街化区域を維持することを基本とする。ただし、東日本大震災及び原子力災害からの復興に資する市街地整備については、必要な規模の検討を行う。

## 3) 市街化区域の規模

概ね10年後の市街化区域の規模を次のとおりとする。

	平成27年告示面積	令和7年(2025)
市街化区域の面積	約10,048ha	約10,101ha

## 4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置方針

#### ①商業地（商業系）

##### ア. 商業中心地

平地区の中心部を商業中心地と位置づけ、いわき都市圏の圏域拠点として求心力の強い高次の都市機能の集積を図る。特に、いわき駅周辺においては、いわき駅前再開発ビル（ラトブ）、南口及び北口の駅前広場、道路及び駐車場等が一体的に整備され、魅力と潤いのある都市空間が創出されていることから、これらの都市空間を活用し、商業・業務、医療・福祉、教育・文化等の機能充実に努め、にぎわいの創出を図る。

##### イ. 一般商業地

小名浜、勿来、常磐、内郷地区等の中心部を一般商業地と位置づけ、居住環境と調和した各地区の住民の日常購買需要をまかなう近隣商業地としての機能集積を図る。

（主）小名浜平線等の主要幹線道路沿道のサービス施設については、中心市街地の空洞化を進行させないよう、適切な土地利用の誘導を進める。

平、小名浜等の市街地内については、地域の特色ある小売店舗と、核となる大型商業施設をバランスよく配置し、商業機能の集積を誘導するとともに、道路、公共交通機関の整備により活性化を図る。

##### ウ. 観光商業地

海洋資源を生かした観光施設を有する小名浜、湯けむり漂う憩いの温泉施設のある常磐地区等は、観光商業地と位置づけ、観光土産品、飲食店等、観光需要に対応した商業地として機能を集積し、観光資源と一体的な整備を図り、魅力的な空間を創出する。

#### ②工業地（工業系）

本都市計画区域内の工業拠点となる小名浜港の背後地については、各種機能の整備・集積により物流機能を一層強化し、国際物流拠点として促進を図る。また、四倉、勿来、常磐、好間等の各地区における工業団地等及びその周辺については、各地区の特徴を考慮した工場の立地を促進させる一方で、周辺の環境への影響にも配慮し、緩衝緑地等の配置に努める。

また、復興に向けた福島イノベーション・コースト構想の一環としていわき四倉中核工業団地や常磐共同火力勿来発電所の整備を積極的に進める。

#### ③住宅地（住居系）

主要な住宅地である平、小名浜、勿来、常磐、内郷、好間、泉、いわきニュータウン等については、周辺の商業施設等との調和を図りつつ、良好な居住環境の整備・保全を

促進する。周辺部においては、景観に配慮しつつ、身近な自然資源と調和した土地利用を進める。一方、急傾斜地等の土砂災害危険箇所や土砂災害警戒区域等については住民の安全性を考慮し、住宅地の開発抑制を図る。

沿岸部の津波被災住宅については、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等により整備された安全な市街地への再建を誘導するなど、防災対策を推進する。

東日本大震災に係る避難者用住宅、作業員等居住地については、基本的に市街化区域内で受け入れるとともに、流動的なこれらの土地利用動向を継続的に把握し、土地利用の悪化とコミュニティの阻害に対処する。

## 2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

### ①商業地（商業系）

平地区の中心商業地については、いわき都市圏の圏域拠点として商業業務機能を始め各種機能の複合的な集積を図り、魅力とにぎわいがある商業地として、緑地等の適切な公共空間を確保しつつ中高層の建物を中心とした高密度な土地利用を誘導する。また、一般商業地については住宅等と調和し、地区住民の日常の購買需要に対応する商業地として、中低層の建物を中心とした中密度な土地利用を図る。

### ②住宅地（住居系）

平地区の既成市街地においては、公共交通の利便性や周辺の商業施設等の都市機能の集積といった都市の利便性及びにぎわいを享受できる住宅地として、低層及び中高層の住宅が調和した高密度な土地利用を誘導する。その他の地区においては、身近な緑地等を確保し、ゆとりある良好な住宅地として、低層の住宅を中心とした低密度な土地利用を誘導する。

## 3) 市街地における住宅建設の方針

近年の人口減少を踏まえ、住宅ストックの量的充足から、既存ストックの有効活用と質の向上へ施策転換を図るとともに、多様化する住民のニーズに対応し、また、誰もが快適に暮らせるユニバーサルデザインの思想を取り入れた良質な住宅供給を促進する。

特に、平、小名浜、常磐、内郷等の密集する既成住宅市街地においては、防災機能の向上、日照、通風等の衛生面、及び騒音、悪臭等においても支障のない居住環境の確保を図りながら、良好な居住環境水準の確保が困難な住宅建設については抑制を図る。

なお、住宅建設及び宅地開発に関連し必要となる公共公益施設の整備を促進し、良好な居住環境及び利便性の確保に努める。

#### 4) 特に配慮すべき市街地の土地利用の方針

##### ①土地の高度利用に関する方針

平地区の中心市街地は、いわき都市圏の圏域拠点として商業業務機能を始め各種機能の複合的な集積を図り、魅力とにぎわいがある都市空間の形成を図るため、土地の高度利用を促進する。

##### ②港湾に関わる土地利用の方針

小名浜港では、小名浜港港湾計画に基づき、物流拠点、交流拠点、防災拠点としての機能を高め、地域経済の活性化と市民生活を豊かにするみなとづくりを目指すとともに、小名浜港背後地地区や中心商店街と一体となって、活気とにぎわいのある港湾空間の形成に努める。

また、港湾施設を適正に管理するため、必要に応じ臨港地区の見直しを行う。

##### ③用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

土地利用の推移及び今後の見通し、さらに都市施設の整備、面的整備等の状況を踏まえて必要に応じて適切に用途転換及び用途純化を図るものとする。

特に用途転換については、用途地域や地区計画制度等を活用し、地区特性に応じた用途転換や土地利用の純化、あるいは複合化を推進する。

なお、用途地域の変更を行うにあたっては、いわき市都市計画マスタープランとの整合を図りながら、地区計画の設定等により既存の土地利用との調和を図ることを基本とする。

#### ア. 住宅系用途

平、小名浜、内郷等の住工、住商混在地区において、特に良好な居住環境の創出を図る上で支障がある地区については一部用途の変更を検討し、良好な居住環境の創出を図っていくものとする。市街地の有効活用を図るため、ある程度の混在を許容しながら良好な居住環境の創出を図る。また、住宅系用途地域内における大規模未利用地については利用の促進を図るため、周辺環境に十分配慮しながら、住宅系用途地域を基本に地区計画制度の活用、用途地域の変更や田園住居地域の指定について検討する。

#### イ. 商業系用途

空洞化が進行する中心市街地を活性化させるため、基幹的公共交通である鉄道駅や主要なバス停などの周辺においては、土地利用の高度化や空き店舗の商業系施設としての有効活用等を促し、商業機能を始めとする各種機能の集積、誘導を進めていく。また、一般国道6号、(主)小名浜平線等の主要幹線道路沿線における商業系の土地利用については、中心市街地とのバランスに配慮しつつ適切な土地利用の誘導を進める。一般商業地については周辺の住居環境との調和を図りながら土地利用を進める。

## ウ. 工業系用途

住宅系用途地域に立地している工場等については、居住環境への影響を考慮し、工業系用途地域への移転の誘導を検討する。また、住宅地と工場が隣接するなど異なる用途が隣接する場合は、緩衝帯を設けるなど周辺環境への影響に配慮しながら土地利用を図る。また、工業専用地域内における大規模未利用地については利用の促進を図るため、周辺環境に十分配慮しながら、工業系用途地域を基本に地区計画制度の活用や用途地域の変更等について検討する。

### ④居住環境の改善又は維持に関する方針

超高齢社会への対応を考慮し、高齢者等に配慮したゆとりある都市空間を創出するため、区画道路や歩道及び公園等の生活基盤の整備を図り、超高齢社会にふさわしい市街地構造への転換、機能整備を図る。

今後、郊外の住宅団地では地区住民の高齢化が進行すると予想されることから、居住環境の維持向上に向け、空き家や空き地の有効活用や緑化活動等のマネジメント活動の促進に努める。

### ⑤市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本都市計画区域の特徴として、市街地周辺に身近な丘陵地等があり、これらは市街地にゆとりと潤いのある空間をもたらすとともに、市街化の拡大を抑制し都市構成にメリハリを与えている。今後も、これらの身近な自然資源の保全・活用を積極的に行う。

大部分が自然公園に指定されている美しい海岸線、藤原川、仁井田川などの水辺空間は、野生生物の豊かな生息空間を形成していることから、水質や自然環境の保全・再生を図る。

また、21世紀の森公園、いわき公園等のまとまった緑地は、市街地に潤いを与えるとともに、野生生物の生息空間を形成していることから、まとまりのある緑地空間として維持・保全を図る。

## 5) 市街化調整区域の土地利用の方針

### ①優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地等や生産性の高い集団農地については、都市の発展方向との調整を図りながら、今後も優良農地として保全を図る。また、市街化区域に近い市街化調整区域内の農地等については、園芸生産やレクリエーション農園等、都市生活に潤いを与える資源としても活用を検討する。

津波被害を受けた沿岸部の圃場については、大区画化により、効率的かつ安定的な農業経営の確立に努める。

## ②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

常磐、内郷、好間地区等においては地すべり危険箇所等が多く分布しており、また本都市計画区域内には土砂災害警戒区域等も多く見られる。これらに対する対応策を推進するとともに、危険箇所とその周辺における市街化を抑制する。また、森林については、自然環境・生活環境の保全とあわせて、災害防止の機能を有しているため、適正な保全管理を行い、森林の機能の低下を抑制する。

また、東日本大震災における津波被害の顕著な地区においては、植林等による津波の減勢効果、漂流物の捕捉効果を発揮する防災緑地の整備を進める。

## ③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

県立自然公園に指定されている海岸線の大半や自然環境保全地域、夏井川溪谷等、美しい自然景観を有する区域は今後とも保全に努める。また、市街化区域に隣接した緑地等の自然資源は、都市環境保全及び都市防災の観点から重要であり、さらに、都市景観としても貴重な存在であることから、積極的に保全に努める。

また、海岸部には福島県レッドデータブックにおいて絶滅危惧種に指定されている植物（ハマゴウ、エゾノコギリソウ他）等が生育していることから、生態系の保全にも十分配慮する。

## ④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

既存集落等については、緑の多い静穏な居住環境や農業等の生産環境の保全を図る。なお、必要に応じて地区計画制度の活用等により、地域コミュニティの維持や生活環境の確保を図っていく。

さらに、市街化調整区域における既に開発された住宅団地等については、都市基盤の整備状況や団地周辺の自然資源等を踏まえ、適切な土地利用の誘導策を講ずることにより、良好な住環境等の維持・形成に努める。

参考 附図3 土地利用方針図

## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、良好な都市景観の形成に配慮するとともに、誰もが暮らしやすいまちをめざして、ユニバーサルデザインの思想を取り入れた、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

### 1) 交通施設

#### ①基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

本都市計画区域とその周辺では、常磐自動車道の全線開通や小名浜道路等の広域交通基盤の整備が進みつつあるが、高齢化、高度情報化、環境共生といった社会の動向にも考慮し、道路のみならず、公共交通機関との連携を図り、総合的な交通施設整備が必要である。

また、本都市計画区域の都市構造が多核型であることを考慮し、本都市計画区域の中心「平」、物流拠点・小名浜港を有する「小名浜」、南部地区の主要拠点「勿来」地区を中心とし、各々の「核」が相互の交流・連携を深め一体的な発展を導くための交通ネットワークの整備を、効率的かつ効果的に進めていくことが重要である。

##### ○広域的な連携軸の強化

本都市計画区域を走る常磐自動車道、磐越自動車道の2本の高速道路は骨格的な連携軸となっており、インターチェンジと主要施設を結ぶアクセスの強化を図る。

将来都市構造における交流・連携ネットワークの形成に必要な交通網を構築するため、現在朝夕のピーク時等に渋滞が発生している広域幹線、市内地域間、市街地内等のネットワークを沿道環境に配慮しながら渋滞対策等を講じ強化する。特に、物流拠点である小名浜港及びその周辺の整備と連動し、機能を効果的に発揮するためアクセス強化を図るとともに、主要な観光拠点や圏域拠点、生活拠点等へのアクセス性の強化も図る。

##### ○都市の軸の整備

中心市街地の活性化と魅力向上を図るため、通過交通の流入防止や歩行者交通ネットワーク形成、休憩施設の整備等、安全で快適な歩行環境の創出を図るとともに、公共交通機関のサービス向上や道路案内の整備等を推進する。

##### ○交通結節機能の強化

道路による自動車交通の円滑化だけでなく、鉄道やバス等、公共交通機関の有効利用との有機的連携・役割分担等により、交通弱者に対する交通利便性の向上を図る。また、

それらの有効活用を促進し、自動車交通量の抑制を図り、交通混雑の緩和、環境への負荷の軽減をめざすとともに、総合的な交通体系の整備を図る。

#### ○人にやさしい環境づくり

歩行者や自転車のための道づくりや、高齢者や障がい者を始め誰もが利用しやすい、人にやさしい道づくりをめざす。また、道づくりだけでなく、鉄道駅舎やバス停等の交通施設についても誰もが利用しやすく、便利で安全な施設整備を促進し、人にやさしい環境づくりを進める。

さらに、イベントやコミュニティの場としての道路空間の利用等を進める。

#### ○防災機能の強化

東日本大震災からの復興に向けて、多重防御による適切な防災・減災対策を進めており、防潮堤や防災緑地等といった防災施設とあわせて、幹線道路の嵩上げ等による堤防機能も有した交通基盤の整備や命をつなぐ幹線道路のネットワーク化を推進する。

あわせて、これら幹線道路を土台とした消防救急体制の充実や、防災教育の充実、自主防災組織の育成・強化の支援など、命と暮らしを最優先とする災害に強いまちづくりを推進する。

## ②主要な施設の配置の方針

### ア. 道路

#### ○高規格幹線道路・地域高規格道路

常磐自動車道、磐越自動車道を配置し、首都圏並びに日本海方面、仙台方面等との広域的交流・連携の一層の機能強化を図る。

また、地域高規格道路として、いわき東道路を候補路線に位置づける。

#### ○主要幹線道路

区域外との交流や区域内の連携の軸として、一般国道6号及び一般国道6号勿来バイパス、49号、289号などの一般国道と（主）いわき石川線などの主要地方道を位置づけ、整備を推進する。

多核型都市構造を考慮し、平地区、小名浜地区を中心とした拠点間を相互に結ぶ幹線道路として、一般国道6号常磐バイパス、（主）小名浜平線等、及び市街地内の特性に応じた市街地内幹線道路として、一般国道49号平バイパス、（主）常磐勿来線等を位置づけ、それらを補完する道路とともに機能強化を図る。また、（主）いわき上三坂小野線と常磐自動車道（仮称）いわき小名浜ICを結ぶ小名浜道路の整備を進め、地域の高速度交通体系の強化と小名浜港へのアクセス向上を図る。あわせて、沿道環境の保全、緑のある景観形成に努める。

「港」「温泉」「海」「山」「川」等のいわき市特有の観光資源を結ぶ広域的な観光ネットワークの形成に努める。

#### ○幹線道路

幹線交通網の更なる利便性、安全性を向上させるため、高速道路とのアクセス道路の機能向上を図るとともに、一層の防災対策を進める。

#### ○生活道路・生活観光道路

市民生活の利便性、安全性、快適性を確保するとともに、超高齢社会に対応し、高齢者のモビリティや交通特性に配慮しながらユニバーサルデザイン化を図り、市内各地域内の生活道路網の整備、交通安全対策を推進する。

小名浜地区（アクアマリンパーク等）、常磐地区（湯本温泉郷）、海水浴場等の観光地周辺の道路については、街と観光地を結ぶ生活観光道路と位置づけ、「港」「温泉」「海」等の特徴を生かした景観形成に努めるとともに、観光地に関連する飲食店等の沿道への立地を誘導し、観光地として一体的な空間の創出に努める。

#### ○自転車・歩行者交通

超高齢社会に対応し、誰もが安全に安心して暮らせる生活環境づくり、また環境と共生した人にやさしいまちづくりのため、歩行者等の快適性や利便性を高める道路空間整備（歩道及びサイクリングロードの整備、緑化等）を図る。特に、観光地周辺では、観光客等が楽しめるような空間演出を施すとともに、歩行者・自転車空間のネットワーク形成により回遊性を確保し、にぎわいの創出を図る。

学校周辺の道路については、通学者の安全性を確保するため、できる限り歩道の設置、有効幅員の確保に努める。また、平、小名浜、勿来、常磐、内郷地区には多くの医療機関が存在していることから、これらの地区周辺については、通院の利便性を図るための周辺道路の歩道整備や、遠方からの通院者の利便性を高めるための公共交通機関の整備を検討する。

### イ. 交通・駅前広場

#### ○駅前広場

いわき駅の駅前広場については、今後とも機能の維持・更新を図り、良好な交通結節機能の確保と周辺施設と一体となったにぎわい空間の形成を図る。

周辺に温泉施設がある湯本駅については、駅を起点とした公共交通機関による観光周遊ルートの構築を図る。また、海洋文化施設の多い小名浜港に最も近い駅である泉駅については、公共交通機関を利用した小名浜港へのアクセスの拠点としての機能の確保に努める。

参考 附図4 交通施設方針図

### ③主要な施設の整備目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な都市施設については、以下のとおりとする。

#### ア.【道路】

都市計画道路 名称	道路法による路線名
(都)小名浜道路	(主)いわき上三坂小野線
(都)関本中四沢線	一般国道6号勿来バイパス
(都)勿来常磐線	(主)常磐勿来線
(都)白鳥藤原線	(主)常磐勿来線
(都)内郷駅平線	(市)内郷・平線
(都)搔槌小路幕ノ内線	(市)搔槌小路上柳生線
(都)内郷湯本線	(市)内郷・平線
(仮称)(都)樋口・八反田線	(市)八反田・平太郎線

## 2) 下水道及び河川

### ①基本方針

#### ア. 下水道の整備の方針

本都市計画区域の生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び浄化槽等によって行われている。市街化区域においては公共下水道、集落部においては農業集落排水及び浄化槽を中心として、全域での汚水処理人口普及率の向上をめざす。

##### a. 公共下水道

公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図るため、公共下水道事業計画区域内の計画的整備に努め、整備完了区域内においては全戸水洗化の早期実現を推進する。また、公共用水域の汚濁防止を図るため、事業所などから排水される下水の監視を徹底するとともに、適切な維持管理に関する指導・監督に努め、浸水被害から市民の貴重な財産を守るため、市街地の発展に伴う雨水流入量の増大に対応し雨水排除施設の整備を図る。

##### b. 都市下水路

公共下水道事業計画区域外市街地の浸水防除を図るため、下水路やポンプ場などの整備・充実に努め、都市下水路の適正な維持管理を図る。

#### イ. 河川の整備の方針

本都市計画区域には二級河川（夏井川、藤原川、鮫川等）、準用河川（下田川、新田川等）があり、住民の生活と密接な関わりを持っている。

流域内の森林の保全を図りつつ洪水から生命、財産を守り安全で安心できる地域をつくる「治水」、水利用の適正な管理を行う「利水」、動植物の多様な生息・生育環境の保全及び潤いと安らぎのある水辺環境を創出する「河川環境」を考慮し、地域住民、ボランティア団体及び関係機関と協働しながら、以下により整備を推進する。

##### a. 治水・利水

###### ○治水安全の確保

雨水の流出に対する水害に備えるため、浸水被害の常襲地帯を中心に未整備河川の整備を推進する。

###### ○利水の確保

農業用水、水道用水、工業用水、発電用水として広く利用している現状を踏まえ、流域の水環境を守りつつ適正な水利用が図られるよう努める。

##### b. 環境の整備と保全

###### ○自然環境、水質の保全

各々の河川が有する特徴的かつ良好な河川環境の維持・保全、環境基準を満たす水質の保全・再生に努めるとともに、生態系や河川沿いの緑地及び溪谷などの固有の自

然環境の保全に努める。

○親水空間の創造

市民生活に潤いと安らぎを与える身近な場として、市街地に隣接している親水空間の維持・整備に努める。

## ②主要な施設の配置方針

### ア. 下水道

公共下水道事業計画区域内の未整備箇所の整備を順次進めていく。

### イ. 河川

夏井川を始めとして、集中豪雨等による洪水等に対応するため、河川整備を推進するとともに、適切な利水の確保を図る。

また、津波・高潮における防災性を考慮し、二級河川では滑津川、弁天川、神白川、中田川の河口部に、準用河川では、境川、天神前川の河口に水門施設を整備する。

下水道整備や産業・生活排水対策を講ずるなど、河川の水質の保全・管理を行うとともに、水辺植生の保全などを通し、水環境の向上並びに公共用水域の水質保全を図る。また、山間地域における緑の保全整備に努めるなど水源のかん養、河川の水量の確保を図る。

地域に親しまれている鮫川等の河川については、市民が河川と親しめる水辺空間として、また、健康増進、レクリエーションの場としての活用を図る。

参考 附図5 下水道整備の方針図

### ③主要な施設の整備目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

#### ア. 下水道

##### a. 公共下水道

種別		名称
公共下水道	単独	いわき市公共下水道

#### イ. 河川

種別	名称
二級河川	夏井川
	原高野川
	鮫川
	中田川

### 3) その他都市施設

#### ①基本方針

住民が健康で文化的な都市生活を営む上で欠くことのできない水道、電気、ガス等の供給施設、汚物処理施設、ごみ焼却場等の処理施設、市場、火葬場などの都市施設については既存施設の有効活用に努めるほか、設備の充実に努めるものとする。

#### ②主要な施設の配置の方針

##### ア. 臨港地区

小名浜港、江名港、中之作港を臨港地区に位置づける。重要港湾小名浜港では、港湾の整備とともに製錬、電力、化学工業等を中心とした臨海工業地帯が形成され、本地区の経済産業を牽引するとともに広域的な物流拠点かつ、東日本地域のエネルギー拠点として重要な役割を担っている。

今後とも、物流需要の増大や船舶の大型化、コンテナ化等の輸送革新に対応するための外内貿易物流機能、及び地震等の災害時における緊急物資輸送と背後地域の経済活動を支える耐震強化施設の拡充を図るとともに、背後のまちづくりと連携し、海と港の特性を生かした交流空間の充実に努める総合的な港湾空間とする。

なお、必要に応じて、復興事業を先導するリーディングプロジェクトの推進に向けて、臨港地区の見直しを検討する。

##### イ. ごみ処理施設

都市施設としていわき市リサイクルプラザ、南部清掃センター、北部清掃センター、藤原ごみ焼却場を位置づける。人口減少等に伴いごみ量は減少傾向にあるが、環境負荷軽減を一層図るため、さらなるごみの減量化やリサイクルに取り組むとともに、施設の効率的な運営を図るものとする。

なお、都市計画決定されていない施設を含め長期的に安定なごみ処理を行うため、処理施設の統廃合なども視野に入れて検討を進め、適切に都市計画に位置づける。

##### ウ. 汚物処理施設

都市施設として南部衛生センター、中部衛生センター、北部浄化センターを位置づける。し尿処理は市街化区域においては下水道を基本としながら、浄化槽などその他の処理施設を効率的に組み合わせ、整備を進めていくものとする。

なお、都市計画決定されていない施設を含め長期的に安定した処理を行うため、施設の統廃合なども視野に入れて検討を進め、適切に都市計画に位置づける。

##### エ. 市場

都市施設としていわき市中央卸売市場、小名浜魚市場、中之作地方卸売市場、久之浜地方卸売市場、沼之内卸売市場を位置づける。流通形態の多様化や消費面における食生活の多様化などに十分対応しうるよう市場機能の充実に努めるとともに、施設の効率的

な活用と適切な運営に努めるものとする。

なお、今後の施設のあり方については、一県一漁協に向けた合併協議の中で施設の再編等が協議される可能性があることから、必要に応じて見直しを検討する。

#### オ. 火葬場

火葬場として、北部火葬場及び老朽化に伴い現在改築工事を進めている南部火葬場を位置づけ、周辺環境や施設利用者の利便性の向上に配慮した適切な管理・運営に努める。

#### カ. 墓園

都市施設として、南白土墓園、東田墓園を位置づけ、適切な運営を行う。

#### キ. 防潮の施設等

津波や高潮等の被害を軽減する施設として、沿岸部には防潮堤や防災緑地等を位置づける。これらについては、適切な管理と保全に努める。

参考 附図6 その他の都市施設整備の方針図

## 6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

都市機能と良好な生活環境を備えた都市空間の形成を図るため、土地区画整理事業等により、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備と良好な住環境を効率的、かつ一体的に整備する。

中心市街地である平地区では、都市機能の更なる集積と市街地の活性化を図るためいわき駅並木通り地区市街地再開発事業の推進を図る。

### 2) 市街地整備の目標

概ね10年以内実施を予定する主要な地区については、次のとおりとする。

#### ア 市街地整備事業

種別	地区名
土地区画整理事業	泉第三
	勿来錦第一
市街地再開発事業	いわき駅並木通り

## 7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 基本方針

本都市計画区域は、緑豊かな阿武隈高地、夏井川・鮫川等の美しい溪谷・河川、変化に富んだ海岸線など、海と山に囲まれた恵まれた自然環境を有しており、さらに市街地周辺においても丘陵等の豊かな自然資源が分布している。

これらは、市民生活に憩いと潤いを与えるとともに、動植物の貴重な生存空間であり、本都市計画区域の大きな観光資源ともなっている。

このような特性を踏まえ、現在の恵まれた自然資源を保全していくことを基本としながら、市民の快適な生活環境として、また観光の拠点・資源としての魅力を高めていく。

公園緑地については、都市公園の計画的な配置及び整備により、身近なコミュニケーションやレクリエーションの場の充実や防災面の強化を図るとともに、拠点となる緑のネットワーク化をめざす。

## 2) 主要な公園緑地の配置方針

### ①環境保全システムの配置方針

環境保全システムとして配置する緑地は、都市の骨格を形成し、良好で自然的歴史的な環境を支え、都市の生活環境の向上に資する緑地であり、この適正な配置により良好な居住環境を創出するものとする。

平、内郷、常磐、小名浜、いわきニュータウン等から構成される環状市街地の内部を始め、市街地周辺部の丘陵地にある樹林地は、本都市計画区域の都市の骨格を形成する緑地として重要であり、積極的な保全に努める。また、仁井田川、夏井川、藤原川、鮫川の河川沿いの緑地や、景観的にも優れた波立、新舞子浜、塩屋崎、照島の海浜地帯、丹後沢等の市街地部に残る自然についても、本都市計画区域の骨格をなす緑地として保全を図る。

学術的に貴重な緑地として、本都市計画区域内に散在する自然度が高い森林、天然記念物、保存樹木・樹林等を保全する。

良好な歴史的環境を支える緑地として、天然記念物や重要文化財及び史跡等の指定文化財と一体となった緑地を保全する。

身近な自然とのふれあいや多様な生態系の育成・生息拠点となる地区に公園緑地を適正に配置する。

### ②レクリエーションシステムの配置方針

レクリエーションシステムとして配置する緑地は、多様なレクリエーション需要に応え、リゾート拠点やこれを相互に連携する機能を持つものであり、本都市計画区域内だけでなく他地域などからの需要にも対応できる適切な形態、規模を考慮し、以下により配置する。

多様なレクリエーションニーズに柔軟に対応するため、大規模な「いわき公園」

「21世紀の森公園」「上荒川公園」等を、核となる緑地・公園として位置づける。また、全国規模の大会・イベント誘致なども見据えた、広域的な交流やにぎわいを生み出すスポーツに関する新たな拠点機能の整備を図る。さらに、本都市計画区域が多核型都市構造であることを考慮し、都市基幹公園及び住区基幹公園を適正に配置し、各地区の公園利用の需要に応えるとともに、これらによる緑のネットワークの構築を図る。

小名浜地区、勿来地区については三崎公園、勿来の関公園とネットワークを構築できるような公園・緑地の配置を検討する。

市街地に隣接する良好な環境を持つ夏井川、鮫川等の河川を、豊富な水辺を生かした身近なレクリエーションの場として活用を図る。

海岸線の利用については、海洋文化施設の連携を支援する上で重要であることから、自然環境の保全に留意しつつ、レクリエーション拠点と位置づけるべき区域を計画的

に配置し、駐車場、清潔なトイレ、案内標識等の施設を充実させ観光交流の促進を図る。また、その他の観光施設周辺においても、観光客にゆとりと潤いを与えるよう、周辺道路の緑化を図る。

住民の交流促進及び緑地の有するレクリエーション機能を相互に補完するため、市街地内及びその周辺部には緑地による歩行者ネットワークを整備し、その活用を図る。

### ③防災システムの配置方針

防災システムとして配置する緑地は、自然災害、都市災害の防止・軽減に資するものであり、これを適切に配置することにより災害を未然に防止し、安全な都市の形成を図る。

都市防災に配慮して、都市公園や公共施設緑地等を避難地として位置づけ配置するとともに、被害が拡大しないよう幹線道路等に樹木を植栽する。

市街地内及びその周辺に分布している丘陵部の樹林地のうち、地すべり等防止区域や急傾斜地崩壊危険区域の周辺等の樹林地については、災害を未然に防ぐ緑地として保全・整備の促進を図る。

工業地域周辺には、公害に対する緩衝、また、災害発生時に影響が広がらないように緩衝緑地の整備促進を図る。

避難地としての機能の充実が求められている地区については、高齢者や障がい者を始め誰もが安全に避難できるよう、広域避難地として都市基幹公園を避難経路と一体的に整備の促進を図るとともに、これらのユニバーサルデザイン化に努める。

水害を防止するため、農業生産活動の場という本来の機能に加え、保水・遊水機能を有する農地等や、雨水の流出量を調整する機能を持つ森林を保全する。

21世紀の森公園については、救援物資の集積・分配機能を担う屋内多目的広場が整備され、防災機能の適切な発揮が期待されるほか、平豊間地区内に避難場所となる防災公園を整備する。

津波被害の顕著な地区においては、津波の減衰と浸水被害範囲の軽減、避難時間の確保、漂流物の捕捉により衝突の被害軽減に効果を発揮するとともに、レクリエーションや景観資源としても活用できる防災緑地等の整備と保全を図り、津波被害からの多重防御機能の発揮に努める。

### ④景観構成システムの配置方針

景観構成システムとしては、本都市計画区域の特徴的な風景となる河川・海岸等の水辺の景観を構成する緑地、豊かな自然を有する山地、シンボリック緑地及び都市景観の向上に資する緑地について、これらの適正な配置及び周辺建物の高さ制限等により良好なまち並み景観の形成、豊かな自然景観の積極的な保全、整備に努める。また、各地区の特色ある自然資源の保全・活用、公園整備等により、地区景観の質の向上、個性化に努める。

白砂青松の新舞子浜を始めとする海岸、夏井川、鮫川等の主要河川等の多彩な水辺景観を構成する緑地を保全する。

三崎公園、勿来の関公園、水石山公園、丸山公園等の周辺緑地を、豊かな自然が眺望できる緑地として整備し、保全する。

市街地に島状、楔状に入り込む丘陵地の樹林地や市街地周辺を取り囲む丘陵地の樹林地、身近な公園緑地は、都市景観の保全・形成に資する緑地として保全または、計画的な整備を図る。

### 3) 実現のための具体の都市計画制度方針

都市公園施設として整備すべき緑地については、下表のとおりとする。

種類	種別	整備、保全方策（地域地区等を含む）
住区基幹公園	街区公園	利便性に重点を置いた配置を行うものとする。
	近隣公園	土地区画整理事業等と整合を図りながら、住民の利用形態や地域性を考慮し、配置していくものとする。
	地区公園	人口4万人前後に1箇所を目安に配置するものとする。
都市基幹公園	総合公園 運動公園	価値観の多様化に伴い、公園に対するニーズも多様化している。しかし、本都市計画区域が多核型構造であることを考慮すると、これらを1つの公園で対応させるのは困難であり、各公園間で相互に補完し合い、多様化するニーズに対応できる公園ネットワークを構築していく。
緩衝緑地 防災緑地等	その他の 公園緑地など	風致公園については、本都市計画区域の特徴的な自然環境を有する公園を配置していく。 津波被害の大きかった沿岸部については、防災機能と景観機能を有した防災緑地等の整備・復旧と保全を図る。

また、良好な自然的環境の保全等を図るため、風致地区を指定するとともに、市街化調整区域内の緑地等の保全に努める。風致地区の指定は下表のとおりとする。

緑地名	整備、保全方策（地域地区等を含む）
風致地区	歴史的、文化的意義を有する緑地、風致景観が優れているなど自然の景勝地や自然海岸、さらには市街地に隣接する良好な樹林地などを風致地区として指定に努め、「白水阿弥陀堂」周辺や「海岸線」などの指定について検討する。

なお、文化財保護条例により定められている文化財や、本都市計画区域に分布している史跡及びその周辺については、風致地区としての指定以外に、地区計画や条例等の活用により周辺一帯における建築物の高さ、形態・意匠制限等を検討するとともに、周辺一帯の緑化等により、文化財や史跡の保全及び周辺一帯の良好な景観の保全・形成に努める。

参考 附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図

#### 4) 主要な公園緑地の確保目標

概ね10年以内に実施を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

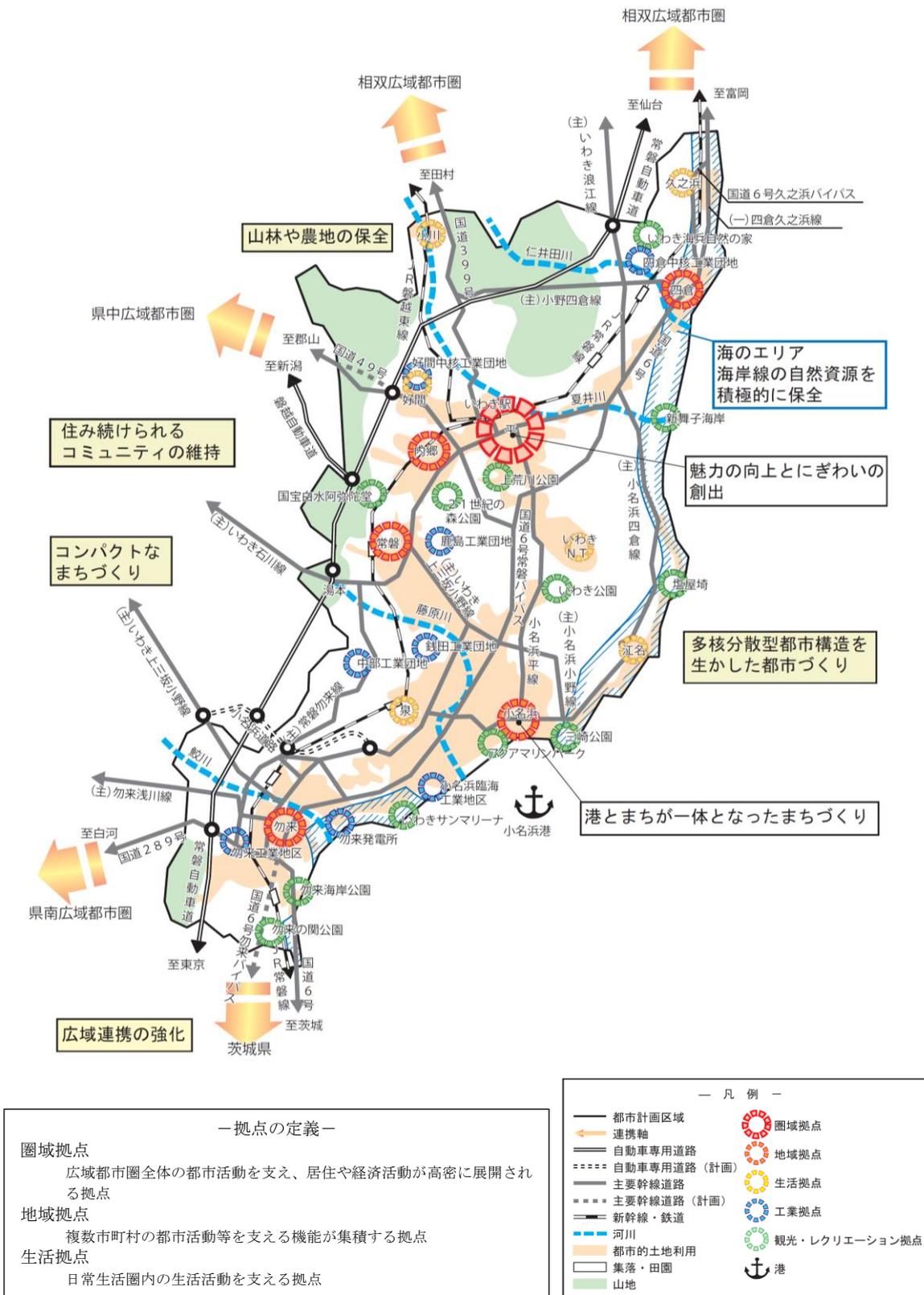
##### ア 公園

種類	名称
近隣公園（予定）	（仮称）磐城平城・城跡公園
総合公園	21世紀の森公園
	いわき金成公園
特殊公園	勿来の関公園

種類	名称
緑地	久之浜防災緑地

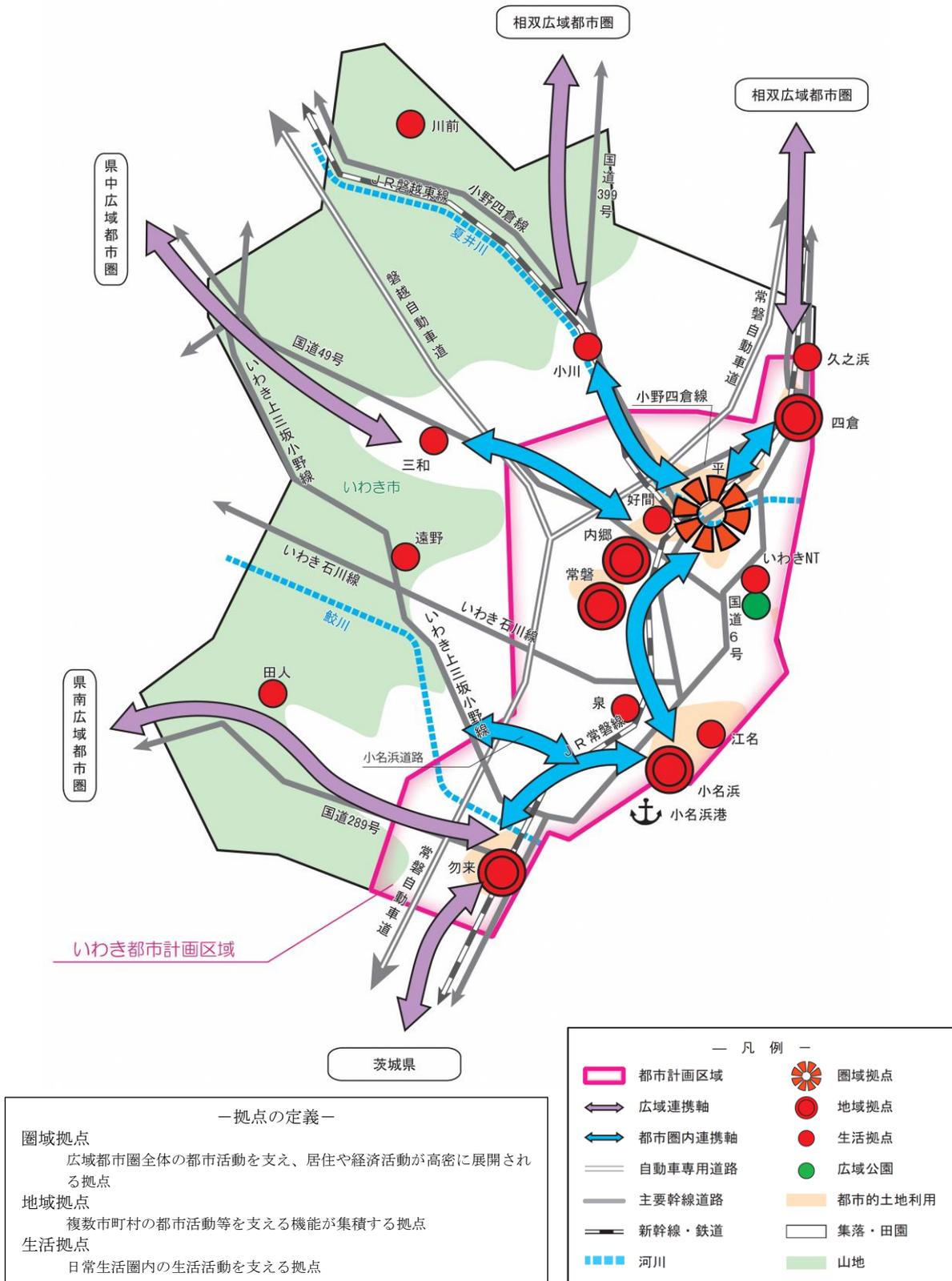
## 都市形成略史年表

年	出来事
戦国時代～江戸時代	岩城一族の支配下にあったが、関ヶ原の合戦後、領地没収となり、その後、岩城平藩は、鳥居、内藤、井上、安藤の各家が治める。
安政 4 年(1857 年)	白水村で石炭発掘。
明治 38 年(1905 年)	常磐線全面開通。
大正 6 年(1917 年)	磐越東線開通。
大正 10 年(1921 年)	平町で水道給水開始。
昭和 10 年(1935 年)	都市計画区域指定。
昭和 14 年(1939 年)	福島臨海鉄道本線開通。
昭和 16 年(1941 年)	用途地域を都市計画決定。
昭和 26 年(1951 年)	小名浜港が重要港湾に指定。
昭和 31 年(1956 年)	小名浜港が関税法による開港指定を受ける。
昭和 39 年(1964 年)	新産業都市に常磐郡山地区として指定。
昭和 40 年(1965 年)	一般国道 6 号全線開通。
昭和 41 年(1966 年)	平市、内郷市、磐城市、勿来市、常磐市、石城郡四倉町、遠野町、小川町、好間村、三和村、田人村、川前村、双葉郡久之浜町、大久村の 5 市 4 町 5 村が新設合併し、いわき市となる。
昭和 45 年(1970 年)	市街化区域及び市街化調整区域指定。
昭和 51 年(1976 年)	常磐炭礦が閉山。
昭和 63 年(1988 年)	常磐自動車道がいわき市まで開通。
平成 7 年(1995 年)	磐越自動車道全線開通。
平成 11 年(1999 年)	中核市に指定。
平成 16 年(2004 年)	常磐自動車道常磐富岡 I C まで延伸。
平成 23 年(2011 年)	東日本大震災発災。
平成 23 年(2011 年)	小名浜港が「国際バルク戦略港湾」に指定。
平成 25 年(2013 年)	小名浜港が「特定貨物輸入拠点港湾」に指定。
平成 26 年(2014 年)	市街化調整区域における地区計画制度の運用基準を施行。
平成 27 年(2015 年)	常磐自動車道全線開通。
平成 29 年(2017 年)	一般国道 6 号久之浜バイパス全線開通、一般国道 49 号平バイパス全線開通。
平成 30 年(2018 年)	一般国道 6 号常磐バイパス全線開通。



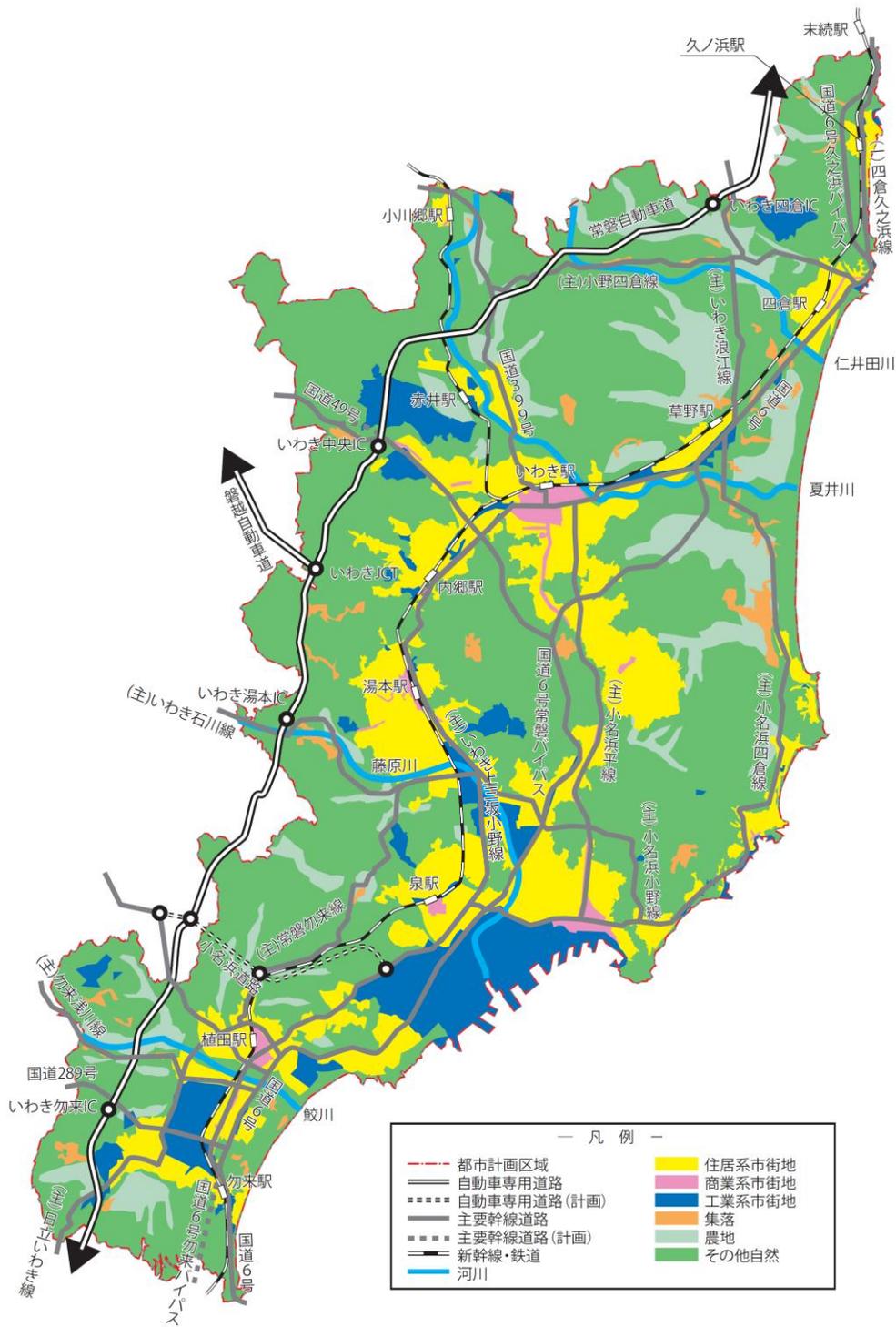
参考 附图1 都市圏構造図 (参考)

—いわき都市計画区域—



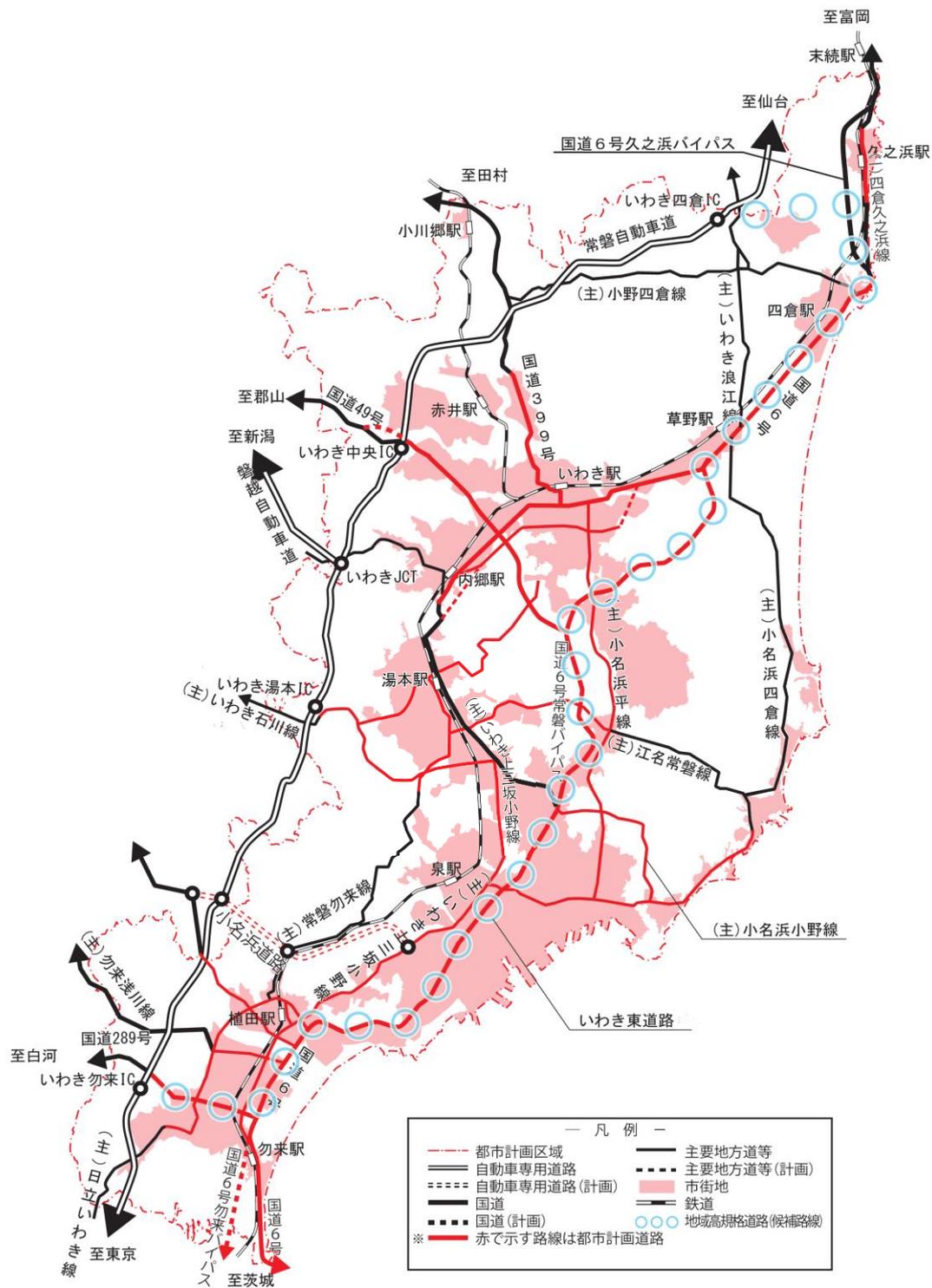
参考 附図2 広域都市圏構造図（参考）

—いわき都市計画区域—



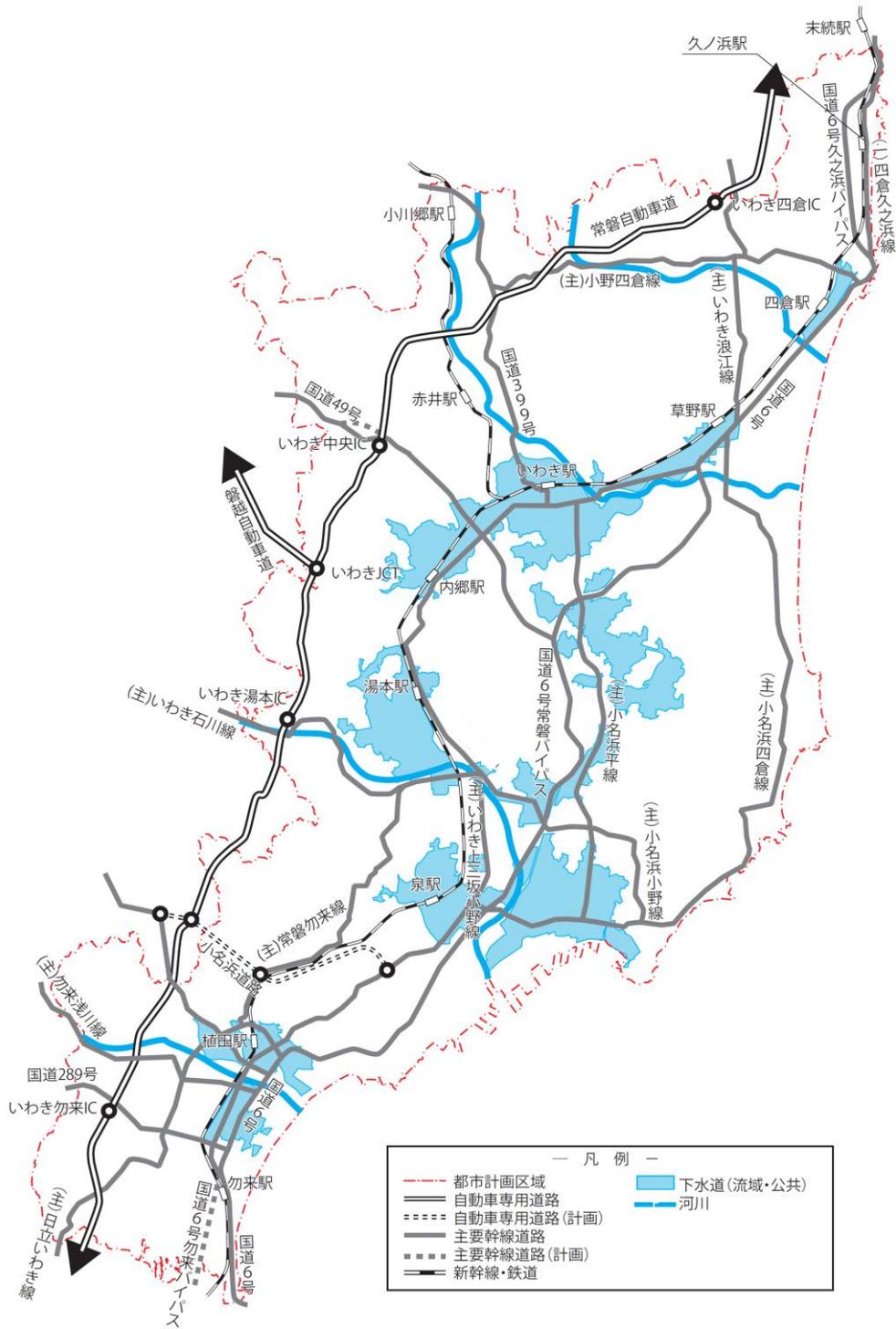
参考 附図3 土地利用方針図(参考)

—いわき都市計画区域—



参考 附図4 交通施設方針図(参考)

—いわき都市計画区域—

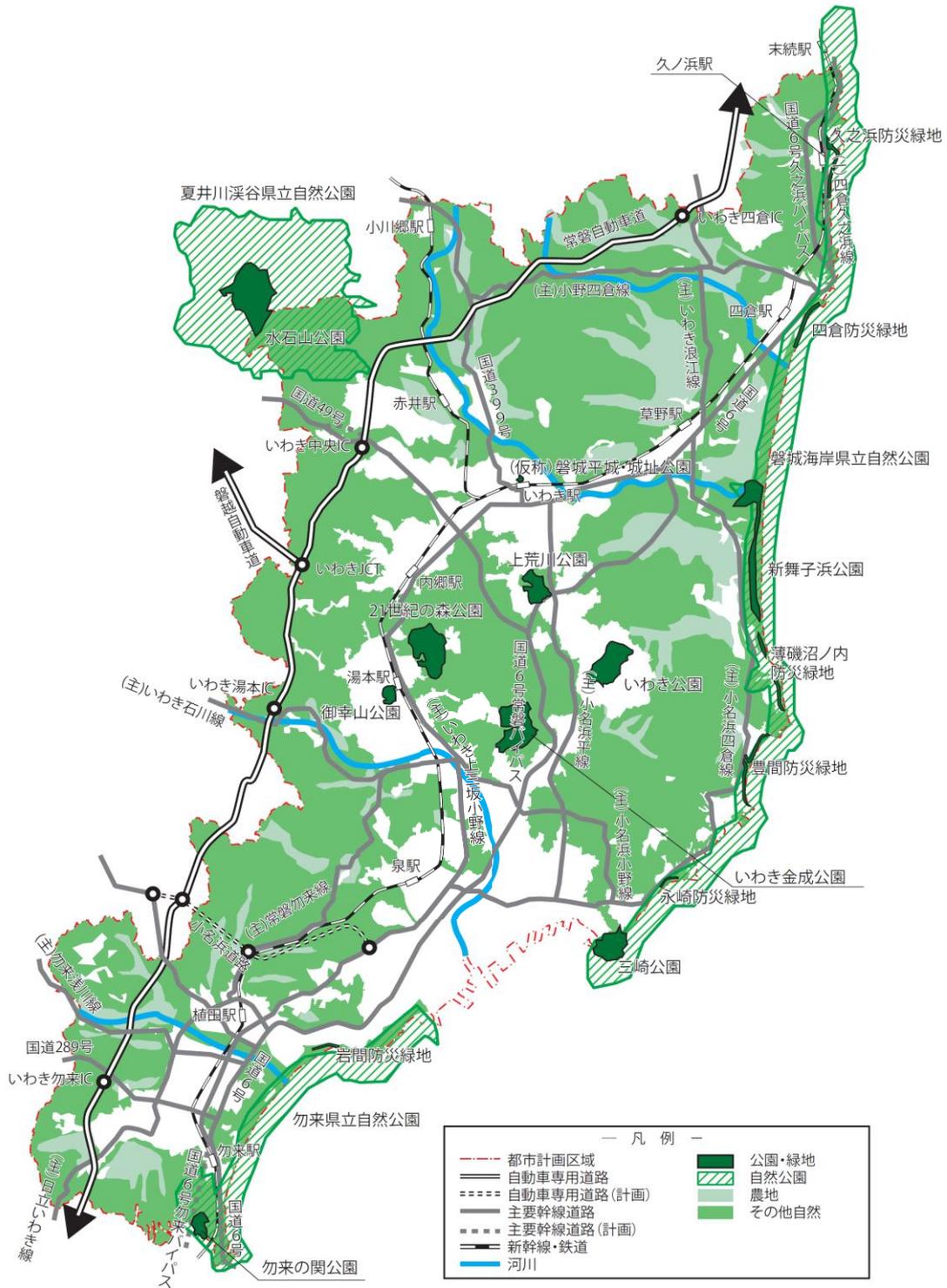


参考 附図5 下水道整備の方針図 (参考)

—いわき都市計画区域—



参考 附図6 その他の都市施設整備の方針図(参考)  
—いわき都市計画区域—



参考 附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図（参考）

—いわき都市計画区域—